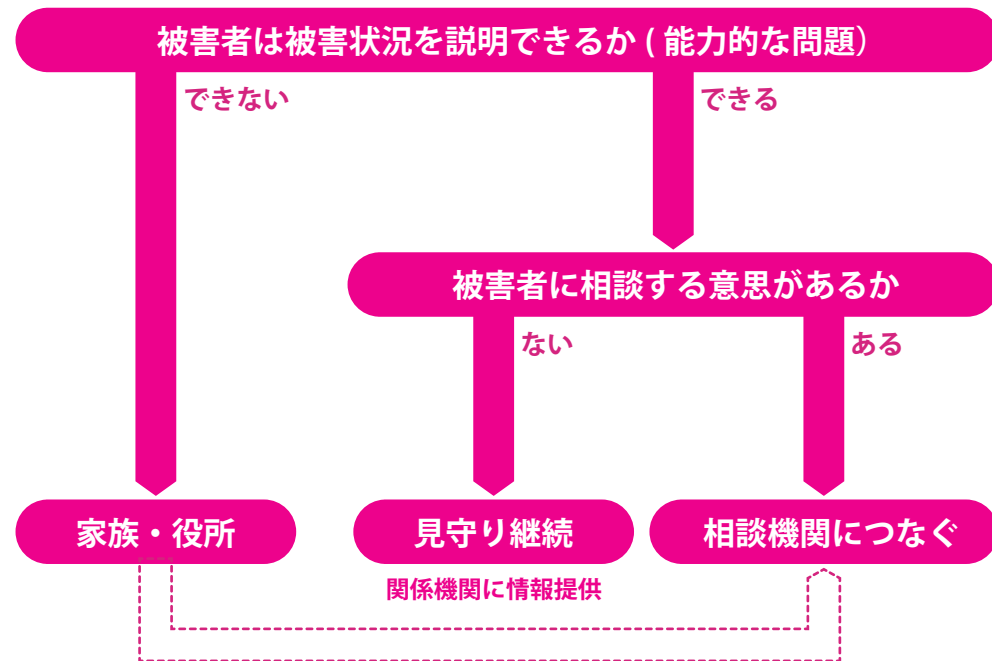


被害を発見したときは？



知っている人に誘われて（マルチ商法・紹介販売など）

初期の認知症の母親の預金通帳記入したら残高がなかった。亡くなった父は会社勤めだったので、退職金も十分残っていたし年金も1人暮らしには十分の金額があったはずなのに、ここ数年で数千万円もなくなっていた。母を問い詰めると「友達とお店に行って、買い物した」と言う。どうも近くの店に連れていかれ、そこでいろいろと売りつけられたようだ。返品するのでお金を返してほしい。

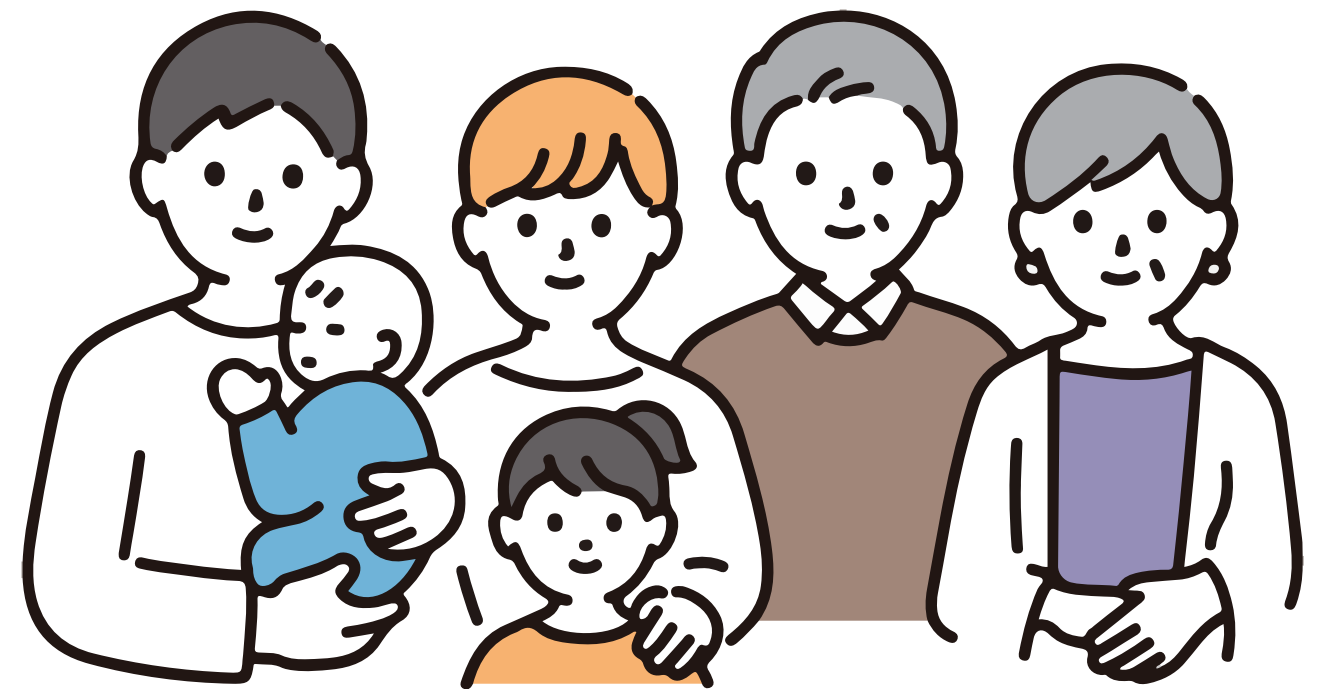
水漏れを直してもらっただけのはずだったのに（水道・リフォーム）

1人暮らしの母の家に行ったらトイレがきれいになっていた。修理したようなのだが、どうも様子がおかしい。「怒らないから」と言って時間をかけて聞いてみると、トイレのパイプの継ぎ目から水漏れがしたので、新聞折込に入っていた広告を見て業者を家に呼んだらしい。そして業者から「トイレの交換が必要」と言われ契約した

ハラオチ magazine

2024
9

お金や経済の話題をハラオチするまでフカボリする冊子



知っているつもりで意外と知らない？

詐欺・悪質商法の手口と対処法

2024 秋

過去のテキストを再編集してつなぎ合わせています

具体的な予防対策を検討する

① 本人・家族が検討・実行すべき内容



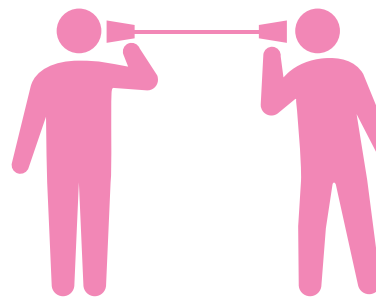
- ① 録画機能付きインターホン
- ② 自動通話録音装置
- ③ 介護保険サービスの利用
- ④ 通帳・お金の管理支援

※ 家の中に高額な現金を置いておくことはリスクが高いので見直しをお勧めします。

② 地域で「できること」の検討＋負担軽減策の検討



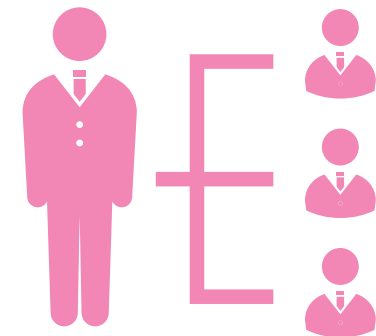
- ① 対象者をピックアップする。
- ② 可能ならあいさつ・世間話できる関係に。
- ③ キーパーソンとつながっておく。
- ④ 集まりあう機会を作る。



- ① 相談機関・通報先をまとめておく。
- ② 手順をまとめておく。
- ③ 関係機関と可能な限りつながっておく。
- ④ 協力者と情報を共有する。

気付く・つなぐ

③ 行政機関などが行っておくべきこと



- ① 定期的にコミュニケーションの機会を作る。
- ② 通報手順などを整理して配布しておく。
- ③ 庁内連携の手順や方法を確立する。
- ④ いったん話を受ける（振り分けはそのあと）。
- ⑤ 可能なら現地に行く。

見守りの対象者について考える

- ☐ 家庭内に対象者はいますか？
- ☐ 地域の中で対象者はいますか？
- ☐ 仕事で対象者とかかわることはありますか？

とくに警戒しておくべき手口（契約形態）を知っておく

- ☐ 訪問販売＋電話勧誘販売で6割！
- ☐ 知人・友人経由で深刻な被害に遭うことも。
- ☐ リピーターになりやすい特性に注目。

被害予防のためにできることの検討（物理的な遮断）

- ☐ 自動通話録音装置の設置。
- ☐ 玄関にカギをかけて録画機能付きインターホンを導入する。
- ☐ 通帳の管理を代行する（権利擁護事業の活用も視野に）。

被害予防のためにできることの検討（その他の方法）

- ☐ お金の流れを定期的にチェックできないか？
- ☐ お金に目のくらんだ人たちとの交友を制限できないか？
- ☐ どこか安全な場所へ外出できないか

契約の存在を早く知る方法の検討

- ☐ 書類の置き場を決めておくことはできないか？
- ☐ 痕跡を早く見つけることはできないか？
＝「変化」と「違和感」を手掛かりに被害の早期発見に努める。

被害の再発・リピートを防ぐ方法の検討

- ☐ 疾患や障害の影響はないか？（医療機関の受診）
- ☐ お金の管理を代わることはできないか？
- ☐ シンプルで効果的なルールを作ることはできないか？
- ☐ 早めに相談機関とつながることはできないか？
- ☐ 社会的なサポート（福祉・介護など）は受けられないか？
- ☐ 成年後見制度のは活用できないか？

判断力等に不安があり「自分の身を、自分の能力だけで守ることは困難ではないか」と思われる方が、原則として見守りの対象者となります。そういう視点で「家庭内」「地域」「その他」の場所で対象者がいないか考えます。

そもそも自由に使えるお金の範囲を、狭めることが検討できます。支払いの多くを銀行口座もしくはクレジットカードでの引き落としにして、手元の現金を少なくします。手元のお金で支払えないものは、家族と相談してから買うなどのルールを運用すれば、被害防止につながります。

郵便物や契約書面を、だれか（見守りをする家族など）がチェックするまで、どこか決まった場所（箱など）に入れておくようにすると、書類の早期発見率が上がります。決まった場所に物を置けない場合は、一人暮らし自体が難しい場合が多いでしょう。

事例1：スマートフォンに電話が掛かってきた。電話番号の最初が数字ではなくて「+」という記号ではじまっている。何だろうと思って電話を取ると音声ガイダンスがはじまった。なんでも、わたしには未払い金があるらしく、心当たりがある場合は「1」を押すようにと言っている。よくわからないが「1」を押して、話を聞いてみよう。



大手の通信会社の名前などを詐称して、海外から電話をかけ、その後は音声ガイダンスで誘導。その後は直接会話して「未払い金がある」「支払わないと法的措置をとる」などと言ってお金をだまし（脅し）取ります。

事例2：スマートフォンにメール（ショートメッセージ・SMS）が届いた。「宅配便で荷物が届いているが不在だったので持ち帰った。再配達の手続きをするには、このリンクをタップしてください」とあった。書かれている通り、指でポンと押すとなにか出てきた。よくわからないが「いいですか？」と聞かれているようだ。「OK」を押しておこう。

ご本人様不在の為お荷物を持ち帰りました。ご確認ください。<http://>

銀行ですが、「犯罪収益移転防止法」に基づき、本人確認提示をお願いします。
<https://> .com

宅配便の事業者などを詐称して、リンク（下線付きの文字・触ると別のページが開く）を押させようとします。アンドロイドと呼ばれる種類のスマホだと、詐欺グループのコンピュータープログラム（不正アプリ）がスマホに侵入して活動を始め、スマホを乗っ取られることがあります。乗っ取られると、左のような詐欺メッセージを発信させられたり、クレジットカード情報や暗証番号などを盗まれたりもします。

事例3：スマホを使っているときに広告が出てきた。なんかよさそうなサプリメントだったし、広告もきれいだったので注文手続きをした。定期購入と書いてなかったはずなのに、手続きが終わって商品が届くと「定期コース」と書いてあった。詐欺だ！



定期コースと書いてあったのを読み飛ばした、書いてないのに定期コースになった、手続き完了後に「お得なクーポン」などの表示が出てきてタップすると定期コースに変更となったなど、いまま定期購入のトラブルは高止まりしています。

補足：通信販売で消耗品を購入する場合、最近は「定期購入」が標準くらいに考えましょう。申し込みの電話のときに「お得なコースが……」と勧められることもあります。

事例4：知り合いの人に「すごいエエ話があるんよ！」と言われて話を聞いてみると、どうも仮想通貨（暗号資産）とやらにお金を出すと儲かるらしい。そのセミナーに行くと、係の人がわたしのスマホに仮想通貨のアプリを入れてくれた。仮想通貨が入っているのも見せてくれた。あとは儲かるのを待つばかりだ。

【解説】仮想通貨（暗号資産）は登録業者以外のものは販売も「媒介（ばいかい）」も一切禁止になっています。だれかに「仮想通貨（暗号資産）」と言われた時点で危ないと思ひましょう。

さらに補足：暗号資産などの名目で、実物が存在しないものを利用したマルチ商法（モノなしマルチ）の被害が増加しており、被害回復も極めて難しい状況です。

事例5：SNSをしていたら、誰かがメッセージをくれた。お友だちになりたいという。まあ、いいだろう。相手のプロフィール写真はなかなかの美人だ。しかも夫の遺産で株を買って悠々自適らしい。「あなたのお金も運用してあげるわよ」だと？じゃあ、とりあえず80万円……

【解説】SNSで声をかけられたり、投資セミナーなどに誘われたりして、そのまま高額なお金をだまし取られる事件が相次いでいます。インターネットでお金関係のことを言われた場合は、もう詐欺だと思って間違いないかと思ひます。

事例6：電話が掛かってきて「古靴でもなんでも買い取りたい」と言う。わたしも年を取って、自分で大きなゴミを出すのはおっくうだ。ちょうどいいと思い来てもらうことにしたが、勝手に家の中に上がり込まれて、タンスの引き出しなどを開けられるなどした。

【解説】悪質な訪問購入の相談が再燃している印象です。最近の金相場の高騰が影響していると考えられます。最近は闇バイトで人手を集めた強盗の被害も心配です。

さらに補足：昨今の事情を見るにつけ、「信頼がおけると確認できた相手」以外の人からの勧誘に対しては、これまで以上に警戒が必要です。

事例7：テレビショッピングで高圧洗浄機が紹介されていたので購入したが、テレビで見たような勢いでは水が出ない。こんなの詐欺だ！けしからん！代金は支払わない！そのまま放っておいたら弁護士事務所から督促状が届いたが、どうしたらいいのか？

【解説】通信販売の苦情の多くは「思ったのと違う」というものです。そもそも実物を見ないで買うのが通信販売。思ったのと違う可能性が高いことを前提に、そのような場合に返品できるかなど、契約の条件をしっかりと確認することをお勧めします。

さらに補足：高いものがいいとは思いますが、いいものは安く作れません。安いものは値段などの品質や安全性だということは、しっかりと肝に銘じておく必要があります。

見守り活動で消費者被害を防ぐ「ひと工夫」

目の届かないところで、契約やお金の支払いが完結すると、見守り活動で被害を防ぐことが難しくなります。そこで、見守り活動だけでなく、関係者の協力で「もうひと工夫」することで、被害の予防や早期発見につなげる方法の例をまとめてみました。

1. あんしんな人で取り囲めないか？

- ① デイサービスなど介護保険を使って施設で過ごす時間を作る。
- ② 地域で集まりあう機会を作る（例：いきいきサロンなど）



当然のことですが、デイサービスを利用しているときに、誰かに連れられて「展示即売会」みたいな場所に行くことはできません。また、悪意のある人が介護施設に押し掛けて、モノを売りつけることもできません。見守り対象者が健康問題などのために、家の中に一人での時間が増えること自体がリスクなので、可能であれば「安全な人に囲まれる時間」を増やせないかと考えます。

2. 人の出入りなどを「可視化」できないか？

- ① 訪問者の記録を残すため、防犯カメラやインターホンを設置する。
- ② 電話のやり取りを記録するために自動通話録音装置などを設置する。



これは家族及び近親者にしかできない対策ですが、見守りが必要な家族に対して、どんな人が接触を図っているかをある程度把握するよう努めます。人間関係のすべてをチェックして「だれとも接触するな!」というのは、さすがに問題です。しかし、定期的に事業者が訪問している可能性もあるので、対策を打つようお勧めします。

補足：知人や友人が「悪意ではないものの」繰り返し高額な健康食品などを販売していることもあり得ます。「販売を断る＝人間関係が切れる」ということでズルズルと購入していることも多々あります。場合によっては「物販なしのお付き合いをお願いしたい」とキッパリ伝えることが必要になるかもしれません。

3. 医療や介護など「公的なサポート」は受けているか？

- ① 認知症の発症や進行が疑われる場合に医療機関を受診できているか？
- ② 利用可能なサービスをちゃんと利用しているか？
- ③ 困りごとは家族だけで抱えず、地域包括支援センターなどに相談しているか？
- ④ 地域のキーパーソン（民生委員・福祉委員・自治会長など）と良い関係を築いているか？



家族（おもに子どもたち）が離れて住んでいる場合に、気づかないうちに親の認知症が進行していて、重大なトラブル・被害が起きて気付くケースがあります。統計によって幾らかばらつきはありますが、65歳以上の認知症の有病率は12～16%ほどです。できるなら年齢の節目ごとに「認知症の検査」を受けるようお勧めします。

4. お金の流れをつかめないか？

- ① 家の中の現金の額を減らし、通帳の記録を定期的にチェックする。
- ② クレジットカードは必要最小限だけ手元に残し、不要なものは解約する。
- ③ 可能であれば郵便物を数日から週に一度程度の頻度でチェックできないか？



親族が、高齢者（親、祖父母など）のクレジットカードを無断で使用するトラブルも発生しています。認知症や精神疾患などで管理が難しくなっている場合は、積極的に解約することをお勧めします。また、請求書などが届いていないか、郵便物のチェック（ざっと差出人のチェックと請求関係の内訳のチェック）もおすすめします。

5. 見守り対象者に「説明」し「本人同意」は得ているか？



見守り対象者にとっては、いろいろなことの「制限」を受けたり、財産の管理を手伝ってもらったりするなど、大きな変化が生じます。そのため「協力してほしいことの内容」「そうする目的や理由」「もしも不便だった場合は話し合って変更可能であること」などを伝え、当人に安心してもらうのは良いことです。